

池田町男女共同参画プラン

改定版

い

け

だ

ちゃちゃちゃ

みとめあい・ささえあい21

I プランの背景

世界および国、県の動きにあわせて、池田町においては、1997年（平成9年）に女性行政担当の事務分掌を総務課に設置、1999年（平成11年）には、その事務分掌を社会教育課に変更しました。

「池田町女性セミナー」の開講、町民への講演会、町職員研修会、「広報いけだ」に「女と男」の掲載など、さまざまな啓発活動を展開してきました。

1998年（平成10年）には、公募の町民も加えての「池田町21世紀男女共同参画社会推進協議会」を設置し、「池田町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施するなど、町行政と町民がパートナーシップを保ちつつ、男女共同参画社会に向けての様々な取り組みを行ってきました。

この「池田町男女共同参画に関する町民意識調査」によると、池田町の男性と女性の間には、平等意識においてかなりの隔りがあり、家庭・職場・社会のいずれの分野でも「男性が優位である」と認識されています。たとえば、PTA 役員のほとんどが母親であるにもかかわらず、会長だけは男性という慣習は、女性自身の意識中に、会長は男性でなければつとまらないとか、形が整わないという偏見が潜んでいるようにも思われます。また、女性が“自分を活かしたい”と望んでいても、「前例がない」「性別役割分担は合理的である」などの理由で、補助的な役割に置かれることが多いという実情も明らかになってきました。

さらにこの調査で、町民は、男女共同参画社会を推進するために必要なこととして、以下の3点を指摘しています。

- 1、社会の慣習を改めること
- 2、女性の人権や精神的負担に対する男性の意識を改めること
- 3、子どものときから平等意識を育てること

そして具体的な施策に関しては、「子どもを持ち女性が働きやすい子育て支援」「育児や介護の負担を軽くする施設やサービスの充実」「男女平等を基本とする学校教育環境の充実」「夫婦の平等な関係を築くための啓発」などの要望があげられていました。

それらの声をまとめて、2000年（平成12年）6月に「池田町21世紀男女共同参画社会推進協議会」より「21世紀男女共同参画社会の実現にむけて」の提言書が提出されました。

池田町は、この提言を尊重するとともに、「池田町男女共同参画に関する町民意識調査」の結果などによる町民等の意見の反映につとめ、本計画「池田町男女共同参画プラン」を策定したものです。

また、このプランが町民に広く理解され、町民の中にしっかりと着実に根付いていくものにするために、プランの愛称を公募し、多くの中からその愛称を「いけだチャチャチャ」と決定いたしました。これは、「池田町の花であるお茶」にあわせて、「男女が平等に社会参画できるチャンス」「その参画にチャレンジ」「世の中を男女共同参画社会にチェンジ」という願いをこめたものです。

2013年（平成25年）11月には、「いけだ町今！」と題して、2001年（平成13年）7月と比べて、意識がどのように変わってきたかを、意識調査をもとに比較を行いました。その結果、男性には固定的意識の改善が見られ、女性には固定的意識が改善されつつ、「生き方」の選択、自由も見られるようになってきたことが分かりました。これは「子育て支援」など、働く親の子育て環境が改善されてきたことなどが一因であると考えられます。

Ⅱ 基本理念

基本理念「男女共同参画社会を実現するまちづくり」

「個人の尊重」と「両性の本質的平等」を掲げた日本国憲法が制定されて55年が過ぎようとしています。この憲法は、性による差別をはじめ、一切の不合理的な差別を禁止し、国民の一人ひとりが等しく豊かな生活を営むことができる基本的人権を最大限に尊重し、保障するよう規定しています。

21世紀に向け、「男女共同参画社会の実現」が国の最重要課題として位置づけられ、平成11年6月には、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これからは、「男女」が「共同」して家庭に、地域に、学校に、仕事に「参画」していく時代です。

国は、男女共同参画社会の実現のための基本計画（男女共同参画2000年プラン）を定めています。市町村も国と同じように、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、住民の声を生かした計画の策定に積極的に取り組むことが期待されています。池田町においては、この法律の趣旨を尊重し、2001年、21世紀のはじまりの年に基本計画（男女共同参画プラン）を実効性あるプランとして策定します。

このプランは、さまざまな立場にある男女が互いに自立・協力してともに支え合う「男女共同参画社会」の形成を目指します。その実現のために、「男女共同参画社会を実現するまちづくり」を理念に掲げ、5つの基本目標を定め、男女共同参画について町民全体の問題として施策を推進します。

そのために、男女共同参画に関する問題の対象を、乳幼児から高齢者までの、各ライフ・ステージでとらえるとともに、町民一人ひとりの個人・家庭という私的な場から、政策・方針決定過程を含む職場・地域という公的な場まで、広い範囲で多様にとらえています。

そこで、教育・福祉・健康等さまざまな行政の領域で5つの「目標」と重点課題を設定しました。

池田町町民が主体的に関わり策定したプランの実現に向けて、町行政・町民・企業関係者など、あらゆる立場の人々が主役となって責務を果たすことが求められています。

Ⅲ プランの性格

- (1) 池田町「第六次総合計画」に沿って、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するために策定します。
- (2) プランは、町の目指す方向や具体的施策を示すことによって国、県、その他の関係機関との協力・連携を促進するとともに、町民の参画と協力を期待するものです。
- (3) プランは、町民の意見を得てまとめた、男女共同参画に関する町民意識調査（平成11年度実施・平成12年度実施・平成25年度実施）・中学生へのアンケート調査（平成11年度実施）・池田町職員意識調査（平成12年度実施）の趣旨をふまえたものです。
- (4) プランは、国の策定した「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画2000年プラン」の趣旨をふまえたものです。
- (5) プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により定められた、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の趣旨をふまえたものです。

Ⅳ プランの期間

- (1) プランの期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までとします。
- (2) プランの実施については、プランの「基本目標」と「重点課題」を設定し、「重点課題」ごとに目指すべき方向を「施策の方向」として掲げます。
- (3) プランを実効性あるものとするために、進捗状況の把握に努め、社会情勢の変化や町民ニーズの変化により、必要に応じて見直しを図ります。

Ⅴ 推進体制

- (1) 町行政における推進体制の整備と充実
- (2) プランの推進状況評価と影響調査
- (3) 町民・地域・各種団体との連携
- (4) 国・県・他市町村との連携
- (5) 男女共同参画推進のための拠点整備

プランの理念の実現と目標達成のために、推進体制を整備・充実します。

- (1) 町行政における推進体制の整備と充実

これまでの縦割り組織を超えて、横断的調整機能を備えることが重要なポイントです。

- (2) プランの推進状況評価と影響調査

プランを実効性あるものとするために、進捗状況の把握に努め、社会情勢の変化や町民ニーズの変化により、必要に応じて見直しを図ります。また、このプランが他の行政施策に与える影響調査については、その調査方法を含め今後の課題とします。

- (3) 町民・地域・各種団体との連携

このプランは、行政の力だけでは実現できるものではなく、地域にすむ町民一人ひとりの意識改革や自主的な努力と相まってこそ、大きな成果をあげることができます。また、池田町を拠点とする団体等の協力も必要です。

- (4) 国・県・他市町村との連携

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、国・県・他市町村でもはじまっています。近隣の市町村をはじめ国や県との情報交流と池田町からの情報発信を展開していきます。

- (5) 男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画に関する、情報交流と発信機能・団体等への活動支援機能・相談機能・学習研修機能・連携調整機能を備えたセンターの設置を検討していきます。